

消 防 消 第 5 号
平成27年1月16日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防職員の厳正な服務規律の確保等の徹底について

消防職員にあっては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、平成27年1月14日、指定薬物を含有する植物片の所持による薬事法違反容疑で昨年9月に逮捕され公判中であった消防職員が、地方裁判所において懲役6月執行猶予3年の判決を受け、本日付で懲戒免職処分に付される事案が発生しました。

危険ドラッグの乱用者が、犯罪を犯したり重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が発生し深刻な社会問題となっているなか、消防職員によるこうした行為は、消防に対する国民の信頼を著しく損なうものです。さらに、万が一、危険ドラッグの影響により消防職員が職務中に意識消失や幻覚等を発症した場合、消防活動上極めて重大な支障を生じさせることとなります。

貴職におかれましては、住民の消防に対する信頼を確保するため、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、改めて、消防職員の厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の肅正に万全を期すとともに、倫理の保持に一層努めるよう周知をお願いします。その際、危険ドラッグを含めた違法薬物の所持、使用に伴う危険性についても、改めて注意喚起を図るよう併せて周知をお願いします。参考として、危険ドラッグに関する資料を添付しますので御活用ください。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課 職員第一係 大河内・藤本 TEL 03-5253-7522 FAX 03-5253-7532 E-mail shokuin@soumu.go.jp



危険ドラッグは 買わない 使わない かわらない

危険ドラッグは「合法ドラッグ」
「合法ハーブ」などと称して売られ、大変危険です!

**危険!
有害!**



使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。また、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうこともあります。「危険ドラッグ」は、たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚醒剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質であることを知ってください。

平成 27 年 1 月 5 日より、新たに 8 物質が指定薬物に指定されました。
これにより、以下の行為が禁じられ、罰せられることとなります。

**新規に 8 物質を
指定薬物に指定**
通称名「5-EAPB」「2FMP」等

**所持、使用、購入
販売、授与等を禁止**

平成 26 年 4 月 1 日より、指定薬物については、所持、使用、購入等も禁止されています。
違反した場合、3 年以下の懲役、もしくは 300 万円以下の罰金、又はどちらも科されます。